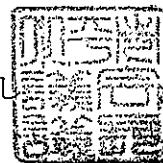


平議発第130号
令和5年3月27日

小平市長 小林 洋子 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和5年4月10日までをお願いいたします。

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

会派名 政 和 会
会派代表者名 比留間洋一
質問者名 比留間洋一

文書質問通告書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

質問項目 よりよい市の入札の考え方について

質問要旨 小平市政の政策実現のための様々な事業遂行に伴う公共調達には、同時に地域社会の活性化、環境保全、雇用創出、災害対策等のよりよい地域社会を実現する社会的要請を負うものである。小平市調達の基本指針には、調達の適正な履行と良好な品質を確保することで最大の効果を追求することを目的として(1)公正性、公平性、透明性、信頼性の原則、(2)品質確保と環境配慮の原則、(3)社会適合性の原則という三原則がある。今後、市内事業者との信頼関係をより一層築くことが必要であると考え本質問を以下行う。

- 1 予算特別委員会の中で「適切な競争環境を確保する上で入札において参加資格を設けている。工事を行うに当たって見込み事業者が小平市内で一定数確保できるのであれば地域要件については基本的に小平市内のみで入札を行っている。見込み事業者数が足りていない場合は地域要件を広げている。小平市で事業者がいない場合、隣接7市で同じような事業者がいないかを確認する。そこでも見込み事業者数が足りていない場合、多摩地区、東京都内という形で入札を行う。」という答弁があった。
 - ①このことについてどのように市としては見込みを立てているのか。見込み事業者数の確認方法や手法等、具体的にはどのようにしているのか。
 - ②事業者の認識では例えば小・中学校のエアコン工事においては近隣7市で16事業者いるという認識がある。予算特別委員会の答弁では小平市では見込み事業者が4事業者で不足しているため多摩地域に拡大をしたと答弁があった。隣接7市では何事業者存在している認識なのか。
 - ③建築関連の希望確認型・総合評価について、現状、隣接7市に本社、支店、営業所等を開設していて、ランクや経営事項審査総合評価値 P 点、工事实績などがクリアできれば工事申込みできるが、隣接7市の条件はそのままで、支店、営業所の枠を外すなど適切な競争環境は維持した上で柔軟に要件の調整はできないのか。
- 2 入札時の見積りの精度を高めることを目的に市全体として発注から見積り期間の一連の流れの改善の検討をしてはどうか。建設業法施行令の定めを遵守しつつ事業者の意見などの実情を考慮・確認し改善をする必要性について、市の見解は。
- 3 適切な入札環境の件数はどの法律、内規等で決まっているのかという質問に対して「内規の指名基準がある。指名者数の基準は指名基準の中にいくらまでの工事については何事業者という基準を設けている。希望確認型については基準を特に設けていないが内規的な事務手続上で指名数の倍ぐらいの数ということで決めている。」とあった。
 - ①希望確認型については基準を特に設けていないが内規的な事務手続上で指名数の倍ということについては基準がないのになぜ倍にしているのか。根拠は何か。
 - ②倍の基準を緩和して市内や隣接7市などの範囲で発注をすることは考えられないのか。
- 4 事業者の資格要件の確認など、市として所管課、契約検査課が連携して事業者育成や経済政策の観点から率先して確認をできないのか。
- 5 今後事業者との話し合いなどを契約検査課だけではなく、所管課とも含めて協議をすることで市と事業者との円滑な意見交換をする必要があると考えるが、市の見解は。



平総契収第59号

令和5年4月7日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市長 小林 洋



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による比留間洋一議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 ① 参加見込み事業者数の確認といたしましては、東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)の登録から、参加資格を満たす事業者を抽出しております。

具体的に、中学校屋内運動場冷暖房設備設置工事の希望確認型指名競争入札では、主な参加資格として、空調工事における電子調達サービスの資格審査申請サービスにより共同格付されている等級区分を市外事業者はAランク、市内事業者はBランク以上とし、一定額以上の空調工事の実績を有することとしました。その上で、まず市内事業者を抽出した結果、Bランク以上が5事業者、そのうち工事実績を満たす者が4事業者となりました。

次に、地域要件を隣接7市に広げた結果、Aランクが37事業者、そのうち工事実績を満たす本店が5事業者、支店が1事業者の計6事業者となり、市内事業者を合わせて10事業者となりました。

次に、更に地域要件を多摩地区まで広げた結果、Aランクが94事業者、工事実績を満たす本店が28事業者、支店が2事業者の計30事業者となりました。

そのため、参加見込み事業者数の事務的な基準としている基準指名数の倍以上の16事業者以上を確保するために、地域要件については、多摩地区の本店までとし、参加見込み事業者数としては32事業者(市内4事業者及び多摩地区本店28事業者)といたしました。

- 1 ② 隣接7市では、6事業者であると認識しております。

- 1 ③ 1 ①のとおり、工事案件ごとに参加見込み事業者を抽出し、事務的な基準を満たす条件で地域要件を設定しております。

現在のところ要件の調整については、考えておりません。

- 2 現在の入札期間の設定については、契約前の準備期間、工事の工期の関係等を鑑みて標準的に定めたものでございます。

また、指名競争入札において、入札期間が短いという理由による辞退はなく、事業者から意見もいただいていないことから、適切な期間であると捉えており、現在のところ改善を要する点はないものと捉えております。

3① 希望確認型指名競争入札は、通常の指名競争入札とは異なり発注予告書により参加希望を募り、参加資格を満たしている事業者を指名する入札方式でございます。

そのため、参加見込み事業者が基準となる指名の数の倍以上あれば、参加希望後の指名段階において基準で決められた予定価格に応じた指名の数を確保できる可能性が高まるとの観点から、事務的な手続を行っております。

3② 現在のところ事務的な手続を変えることは、考えておりません。

仮に希望確認型指名競争入札において、参加見込み事業者数を基準の指名数に変更した場合には、参加事業者の減少により不調となるおそれがあることや、競争性の確保の観点から望ましくないと考えております。

4 入札に必要な参加資格の確認については、電子調達サービスの登録で確認が出来るため、事業者育成や経済政策の観点から確認を行うことは、現在のところ考えておりません。

5 現在、契約制度の改善を目的とした事業者との意見交換会を年1回実施しております。

契約については、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するとともに関係法令を遵守し、市民及び事業者の信頼性を高め、公正性、公平性、透明性を確保する調達制度が原則となり、所管課と事業者の不用意な接触は望ましくありません。

そのため、現在行っている意見交換会以外の開催については、現在のところ考えておりません。